

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和8年山形県教育委員会3月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「山形県教育DX推進ビジョンについて」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

「山形県教育DX推進ビジョン」について御報告申し上げます。令和7年12月23日の定例教育委員会において報告した「山形県教育DX推進ビジョン(案)」について、有識者からのヒアリング及び各市町村教育委員会からの意見聴取を行うとともに、令和8年1月28日から2月17日の期間においてパブリック・コメントを実施しました。パブリック・コメントの意見は1名から11件ございました。これらの意見を受け、検討の上、本文に加筆・修正を行い、この度、「山形県教育DX推進ビジョン」を策定しました。

内容について改めて御説明します。まず、「策定趣旨」を御覧ください。本ビジョンは、「第7次山形県教育振興計画」に基づき、本県の教育DXの実現・推進に向けて、その方向性や取組みを示すものです。

「位置付け」については、学校教育の情報化推進に関する法律に基づく本県の学校教育情報化推進計画となり、「対象期間」は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

「目指す姿」については、3つの目指す姿を掲げております。児童生徒は自分のペースや興味に合わせてもっと楽しく、もっと深く学べるようになること、教員は、児童生徒の一人一人の学びをきめ細かに支援し、質の高い教育を提供できるようになること、働き方については、校務のDXによる働き方改革を推進し、教員が教育活動に注力できるようになることとしております。

次に、「本県の学校教育の情報化の現状と課題」を御覧ください。児

童生徒の資質・能力、教員の指導力、学校における働き方改革と組織体制、ICTの環境整備の4つの項目ごとに現状と課題を整理して記載しております。

現状と課題を受けて目指す姿の実現に向け、方針、到達を目指す目標を実現するための取組みを示しております。

方針1「児童生徒の学びのDX」については、個々に応じた学びの実現、自律的に学ぶ力の育成を目標としております。主な取組みとしては、自分のペースに合わせて、AIドリル等を活用した個に応じた学習の推進等を実施してまいります。

方針2「教員の指導のDX」については、個に応じた指導、エビデンススペースの指導への変革等を目標としております。主な取組みとしては、蓄積された教育データの可視化による個に応じた指導の充実、AI等の活用により授業改善を図ってまいります。

方針3「校務のDX」については、働き方改革を前進させる次世代の校務DXの実現等を目標としております。主な取組みとしては、統合型校務支援システムのクラウド化及び県域調達を推進し、市町村で統一したシステムにより、校務効率化を図ってまいります。

方針4「教育DXを推進するための環境整備」については、いつでもどこでも、誰とでも学習できる環境のために必要なデジタル学習基盤の整備等を目標としております。主な取組みとしては、1人1台端末や機器・設備の更新整備、遠隔授業の実施に必要な機器等の整備等に取組んでまいります。

本ビジョンにより、山形県の教育DXを一層推進してまいります。
説明は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）の策定について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長> 本プランの提案理由は、本年1月に開催しました総合教育会議で御説明申し上げましたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、文部科学大臣が定めた指針の改正内容に沿い、別途付議している教育委員会規則を改正するとともに、本プランを策定するものです。教育委員の皆様、総合教育会議で概要（案）を示させていただき、その際、頂戴した御意見を反映しまして、今回、お諮りするものです。

プランの6ページ、(3)第Ⅲ期プランへ向けてを御覧ください。第Ⅱ期プランの振り返りから見えてきた第Ⅲ期プランに向けての課題をまとめました。1つ目は、子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

です。教職員としての働きがいを高めるために、時間的余裕を生み出し、子どもと向き合う時間や自ら学ぶ時間に活用できるようにし、教育の質向上につなげていくことが求められております。

2つ目は、組織マネジメントの推進です。長時間勤務は健康問題につながる教職員個別の課題であると同時に、教育の質を維持しながらその解消を図ることも必要な課題です。個々の事情に寄り添った個別対応と、PDCAサイクルに基づく大胆な業務精選を行うなど、組織マネジメントの推進が求められております。

3つ目は、働きやすい職場づくりによる人材確保です。教職員の働きがいを高めていくことに加えて、一人一人にとって健康的で働きやすい職場環境を整備し、ワークライフバランスが実現できることを広く周知することで、人材の確保につなげていくことが求められております。

8ページを御覧ください。ここまで申し上げました第Ⅱ期プランの総括を踏まえて策定した第Ⅲ期プランの位置付け、目的・目標等をまとめております。

計画の位置付けとしては、冒頭で御説明した内容となります。計画の取組期間は令和8年度から令和11年度の4年間としております。

第Ⅲ期プランの目的は、本県の教育の質の向上を目指し、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させながら、「働きやすさ」と「働きがい」を実感して業務に従事できるよう教育環境を整備し、教員のウェルビーイング向上を図ることです。この度、国が示した改正指針では、これまでの時間外勤務の削減による「働きやすさ」だけではなく、「働きがい」についても目標として設定することが求められております。また、「第7次山形県教育振興計画」の実現にも取り組んでおりますので、教員についても向上できるよう取り組んでまいりたいと考え、目的に明記しました。

次に、目標を御覧ください。「働きやすさ」目標はこれまでどおり正規の勤務時間外を表す時間外在校等時間の削減目標です。これは改正された国の指針に合わせております。「働きがい」目標は教員としての大切な感覚である「児童生徒の成長に貢献する喜び」と「教員の専門性の向上や発揮への喜び」を感じる教員の割合を80パーセント以上となるようにしていきたいと考えております。

また、計画中の年度目標を立てることにより、年度ごとの進捗状況を確認しながら、具体的かつ実効性を持った取組みとすることにより、着実に目標達成に近づけてまいりたいと考えております。

留意事項としては、健康確保措置として2点を定めました。月における80時間超の教職員0人の早期達成と健康診断の要精密検査該当者の受診率100パーセントに取り組んでまいりたいと考えております。

9ページを御覧ください。第Ⅲ期の取組みの方針と具体的な取組みの柱について御説明申し上げます。第Ⅲ期プランについては、3つの方針とそれらの方針を具体化するための9つの取組みの柱で構成しております。

方針1、「教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保」につ

いてです。

取組みの柱1①では、教員業務支援やスクールカウンセラー等の外部人材や専門人材の配置の推進と効果的な活用について取り組んでまいります。スクールロイヤーについても配置の充実を図ってまいります。

取組みの柱②では、地域ボランティアの活用など、地域学校協働活動の推進を行ってまいります。また、学校への過剰な要求に対応するための体制整備等に向けたマニュアル作成や、市町村立学校においては学校施設管理の外部委託等を通じて、学校と教員が担う業務の明確化、適正化を図ってまいります。

取組みの柱③の事務処理の効率化では、事務職員がほぼ1人配置となっている市町村立学校において、共同学校事務室という何校かの事務職員が集まって事務を行うことで効率化が図られるよう、体制整備を進めてまいります。県立学校においては、長期休業を中心にリモート接続サービスを開始して、在宅勤務ができるよう環境整備を行います。また、デジタル学習基盤の活用推進に加え、市町村教育委員会と連携し、統一した次世代校務支援システム導入に向け取り組んでまいります。

取組みの柱④では、文部科学省が示す標準となる授業時数を上回る余剰となる授業時数の削減を継続して働きかけてまいります。また、1人で多くの教科の授業準備を行う必要がある小学校においては、得意科目を生かしたり、合同で授業を行ったりするなどの教科担任制を推進し、負担軽減を図ります。

取組みの柱⑤では、昨年12月に新しい部活動改革ガイドラインが文部科学省より示されましたので、それに則り、特に中学校の教員の負担軽減に取り組むこととなります。また、部活動の地域展開についても引き続き整備推進に取り組んでまいります。

方針2「組織マネジメントの推進」の取組みの柱⑥では、これまで行ってきた働き方改革「取組み状況チェックシート」の活用に加えて、教員一人一人が回答する働きやすさと働きがいアンケートを実施し、働きがい目標の達成状況を把握しながら、PDCAサイクルを回すことにより、業務の精選と効果的な時間の活用が図られるようにしてまいります。

取組みの柱⑦では、早期解消が求められる月時間外在校等時間80時間超の教員について、それぞれの状況を把握し、具体的な改善の手立が実現するよう、教育委員会から管理職への働きかけを強化してまいります。また、目標となっている長時間勤務者解消に向けた面接指導等を継続してまいります。

次に、14ページを御覧ください。方針3「働きやすい職場づくりによる人材確保」についてです。取組みの柱⑧では、大卒新採育成支援事業を継続して、授業準備の時間等を確保できるようにしてまいります。また、ストレスチェックの実施と結果の活用、年次有給休暇や男性育児休業の取得推進等にも継続して取り組み、健康を意識し、働きやすい職場づくりを推進してまいります。

取組みの柱⑨では、教員採用試験において特別選考や赤点の見直しな

ど、毎年度改善を図ってまいります。仕事をお願いしたい教育委員会や学校と働きたい方の双方で活用できる人材マッチングシステムである「教育やまがた人材バンク」については、現在各教育事務所や県立学校のシステム登録作業を進めており、3月25日以降本格稼働することとなっております。

最後に、この度の法律の一部改正では、県教育委員会が市町村の教育委員会に対して必要な指導、助言、その他援助を行うよう努めるものとされていることから、働き方改革連絡協議会を設置して、働き方改革を計画的で円滑に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上となります。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「県立高校未来創造ビジョンの策定について」、高校教育課高校未来創造室長より説明願います。

<高校未来創造室長> 議2-1を御覧ください。提案理由ですが、令和7年度から令和16年度における県立高校の在り方について方向性を示す必要があるため御提案申し上げるものです。

次に、議2-2「県立高校未来創造ビジョン（最終案）」についてを御覧ください。「1 これまでの経緯」ですが、令和7年2月17日、県立高校の将来の在り方検討委員会から報告書をいただき、3月24日の臨時教育委員会にて御報告をさせていただきました。県立高校未来創造ビジョン（案）について、3月28日からパブリック・コメントを実施しました。その後、策定準備を進めておりましたが、6月11日に高校無償化等に関する三党合意の中に、高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインについての明記がなされ、本県ビジョンとの整合性を図る必要があると判断し、その後国の動向を注視してまいりました。そのような中、令和8年2月13日に文部科学省からグランドデザインが公表され、この内容と県立高校未来創造ビジョン（案）との方向性について整合性が確認できたことから、この度、最終案を作成したところです。

次に、「2 パブリック・コメントについて」を御覧ください。（3）意見件数については、12名から24件の御意見をいただきました。

（4）主な意見及び加筆修正ですが、①「I これからの県立高校を考える上での視点」については、公教育の役割として、各地域の将来を担う生徒の学びの場を維持することが重要との記載について御意見を

いただき、「公教育の役割として」の部分で「県立高校の役割として」に修正しております。

②「Ⅱ 県立高校が取り組む教育の重点」に関しては10件の御意見をいただきました。多くの方が生成AIを使って意見を述べることの大切さを強調したいとの御意見を受け、AI等の積極的な活用につながる表現となるよう、加筆しております。また、多様な生徒や学びに対応するため、教職員の拡充や処遇改善も視野に入れてほしいとの御意見を受け、人員配置の充実に努める表現に修正しております。

③「Ⅲ 県立高校の在り方に関する基本的な方向性」に関しては9件の御意見をいただきました。地域や保護者のニーズに応える学校づくりをお願いしたいとの意見の中には、例えば学校規模に関しても、大規模校、小規模校、それぞれの必要性について御意見が含まれておりました。また、東南村山地区の再編整備に関する記載の変更について御意見をいただき、「7教振期間中に検討することとしました」と修正しました。

最後に④その他の意見は4件あったところです。

このほか、文教公安常任委員会での御意見やグランドデザインの動向等を踏まえ、最新のデータへの更新等も行っているところです。

以上の加筆修正を行い、「県立高校未来創造ビジョン（最終案）」を作成しました。内容については概要版で御説明します。

「第7次山形県教育振興計画」の目標を踏まえ、これからの県立高校を考える上での視点、また、取り組む教育の重点、在り方に関する基本的な方向性について示しております。こちらについては大きな変更点はございませんでした。

概要版の2枚目ですが、課程・学科の配置及び学校・学科の特色に向けた方向性、各県立高校の配置に関する方向性を示しております。この部分で案からの変更点が1か所あり、5（1）に各地区の入学定員の設定についての説明がありますが、「学区ごとに検討委員会を設置して検討」と記載しておりますが、（案）の時点では「順次検討」としておりました。しかし、今般公表されました文部科学省のグランドデザインに係る詳細なスケジュールから、今後、全県一括で検討が求められた場合でも対応できるように、「順次」を削除し、変更したところです。

以上が「県立高校未来創造ビジョン（最終案）」の概要となります。なお、本日の教育委員会で作成後、県内教育機関や報道機関に送付し、周知してまいりたいと考えております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第3号「山形県教員指標の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議3-1を御覧ください。提案理由ですが、文部科学省の告示である公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等を踏まえ、教育公務員特例法の規定に基づき山形県教員指標を改正するものです。

議3-12を御覧ください。「1 指標について」ですが、教員等の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、教員等の任命権者において文部科学大臣が定める指針を参酌し、地域の実情に応じ、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めるものです。なお、指標の変更等の際は、大学等からなる協議会において協議することとされております。

「2 これまでの経過」ですが、平成30年1月にこの指標が策定されており、以降2度の改正が行われております。

「3 今回改正のポイント」ですが、2点ございます。

1つ目は、(1)令和7年2月の文部科学省による指針改正の告示を受け、校長用の指標に、学校における働き方改革を具体的に進めることを位置付けました。具体的には議3-21を御覧ください。新旧対照表の右側が校長用の指標ということで、改正案の項目9、働き方改革に係る自校の取組み状況及び課題の把握、課題解決に向けた取組みの推進を追記しております。

議3-12の3(2)ですが、「第7次山形県教育振興計画」の策定を踏まえ、文言を整理するとともに、見やすく使いやすいものになるよう表のレイアウトなどの体裁を整理しております。

最後に「4 スケジュール」を御覧ください。今回の改正に当たり、令和8年1月20日から29日まで山形県教員資質向上協議会を書面により開催しました。また、2月13日から27日の間パブリック・コメントを行い、3名の方から3件の御意見を頂戴したところです。今後については、本日御可決いただきましたら、速やかに公表してまいりたいと考えております。説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第4号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について」、

説明願います。

<教育政策課長>

議4-8を御覧ください。「1 概要」にあるとおり、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例」が準用する、「県職員等の旅費に関する条例」(以下「県条例」という。)等の一部改正を踏まえ、必要な規定の整備を行うものです。

「2 改正内容」を御覧ください。(1) 職務の級に関する条項の削除については、県条例において職務の級による旅費の支給額の差がなくなり、行政職給料表と教育職給料表等の対比に係る規定が不要となったため、削除するものです。

(2) その他、人事委員会規則と同内容の条項の削除については、「山形県人事委員会規則6-2(職員の旅費に関する条例の施行手続)」に準じ、教育委員会でも同じ内容の規定を置いてきましたが、改正後の第2条において「知事の事務部局の職員の例による」と整理した上で削除するものです。

施行期日については、令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第5号「山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の設定について」、説明願います。

<教育政策課長>

議5-3を御覧ください。「1 廃止する規則の概要」について御説明申し上げます。この規則ですが、(1)に記載しているとおり、公益信託とは、法人又は個人等の委託者が一定の公益目的のために財産を信託銀行等の受託者に預け、受託者が財産を管理・運用し、その公益目的を実現しようとする制度で、主務官庁の許可を受けたものとされております。

(2) 廃止する規則の規定内容については、公益信託の事務処理に係る引き受けの許可、信託変更許可及び信託終了に伴う財産残余財産処分許可等の手続きを定めております。

(3) 教育委員会における公益信託の事務処理については、政令により文部科学大臣から都道府県教育委員会に委任されております。

(4) 教育委員会における公益信託の状況ですが、教育委員会では3件の公益信託がございます。その内訳として、奨学金の給付を目的とするものが2件、教育活動等への助成や検証を目的とするものが1件となっております。

次に、「2 廃止の理由」についてですが、公益信託に関する法律が全部改正されたことにより主務官庁における許可制度が廃止され、知事による認可制度となりまして、公益信託に関する事務の権限が知事に一元されることから、この公益信託に関する規則を廃止するものです。なお、この改正により、公益法人制度と一元化され、共通の枠組みで事務手続きを行うこととなりました。

「3 附則の規定」ですが、法改正に伴う2年間の移行期間の取扱い等を規定したものとなっております。

最後に施行日については、法の施行日が令和8年4月1日となっておりますので、廃止する規則の施行日も令和8年4月1日としております。説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<手 塚 委 員> 規則の廃止はよいと思います。教育委員会が所管している公益信託の具体的内容はどのようなものでしょうか。

<教育政策課長> 教育委員会が所管する公益信託は3件あり、例えば、荘内銀行ふるさと創造基金という公益信託では、学校における教育目的の活動や地域住民と一体となった社会教育活動、県内に伝わる文化的な活動に対して助成や顕彰を行っております。

ほかには、個人的に山形県にゆかりのある方が奨学基金を設け、これを信託銀行等に預けて、例えば庄内地域の高校を卒業した方で、県内の大学へ進学する方への給付や、山形県内に居住し、公立高校又は私立高校の生徒に対する奨学金、あるいは準備金の給付を行うというものがあります。

<教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第6号「山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

<教育政策課長> 議6-1を御覧ください。この度の改正ですが、行政手続法の一部改正に伴い聴聞の手續に関する規則に条ずれが生じたため、規定の整備を図るものです。行政手続法の改正内容としては、行政手続きのデジタル化に向けた、現行のアナログ的な手法の見直しを図るものです。具体的には、不利益処分をしようとする相手方の所在が判明しない場合の聴聞通知について、これまでの掲示場等への書面の掲示に加え、事務所に設置したパソコン画面での表示とインターネットによる公表を追加する

内容です。

施行日については、法の施行日に合わせて令和8年5月21日となっております。説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第7号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹> 議7-1を御覧ください。改正理由ですが、現在県証紙で納付していただいている入学料について、電子申請による納付を可能とするため、規則を改正するものです。

該当項に、新たに「ただし、電子申請の方法により入学料を納付する者については、入学料を添えることを要しない」と規定するものです。したがって、当面は県証紙による納付と電子納付が併存することになります。

施行期日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第8号「技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長> 議8-1を御覧ください。この度の提案は、県人事委員会規則の改正により、漁船乗組員の支給に関する特殊勤務手当の種類に、新たに船員作業手当が加えられたことに伴う規定の整備を図るため提案するものです。

議8-3を御覧ください。今年度、国家公務員等の旅費制度が抜本的に見直され、旅費支給に当たっての基本的な考え方が従来の定額支給方式から、実費弁償方式、つまり出張時に実際にかかった経費に基づき支

給する方式に変わったところです。本県職員に対する給与や旅費の制度ですが、従来から国に準じておりますので、国と同様に措置するよう、関係する条例、規則等の改正がなされたところです。これにより、出張時に要すると考えられる各種少額経費を一律支給する、いわゆる日当は今後支給されないこととなりました。

国、県とも従来の船舶に乗り込む船員等に対しては、離島の一種である「航海日当」が支給されているところですが、国では、日当制度の廃止後は、船上での業務の特殊性を踏まえ、特殊勤務手当に「船員作業手当」を新設して、「航海日当」と同額を引き続き支給するものとして措置されるものとされました。これを受け、県の船に乗り込む職員に対しても、「航海日当」に変わって「船員作業手当」という名称の特殊勤務手当を支給することが人事委員会で決定しております。

以上の経過により、加茂水産高校の実習船鳥海丸に乗る職員に対しても、特殊勤務手当として「船員作業手当」が支給されることとなります。教育委員会が任命権者となっている技能労務職員に対する従来の「航海日当」の支給にあつては、給与条例適用職員のうち、支給額が最も低廉な海事職給料表1級の者と同額で支給されておりましたが、特殊勤務手当の移行後もこれと同様の支給額とする旨、この度規則を改正することにより対応します。

改正規則の施行日は、特殊勤務手当として、「船員作業手当」が新設となる令和8年4月1日としております。

説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第8号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第9号「教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

<教 職 員 課 長> 議9-1を御覧ください。提案理由については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の第7条第1項に基づき文部科学大臣が定めた指針の改正に伴い提案するものです。

具体的な改正内容については、第1条中「令和2年文部科学省告示第1号」を「令和7年文部科学省告示第114号」に改め、「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、」を削り、第2条1号中「教育委員会」を「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、第2条第3号中「指針第2章第1節（1）」を「指針第1章第3節（1）」に改めるとします。

施行日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第9号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第10号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議10-1を御覧ください。県議会2月定例会において、追加提案された令和7年度山形県一般会計補正予算第9号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、山形県知事から意見を求められましたが、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定に基づき専決処理したことについての承認を求めるものです。

内容については、議10-2を御覧ください。この度の教育局における補正予算は繰越明許費の追加です。

県立高等学校各種営繕工事事業については、山形南高等学校のグラウンドフェンスの更新工事について、当初は既存の基礎を撤去して新しい基礎を新設する予定でしたが、工事を進める中で、既存の基礎が隣接する側溝の下に入り込んでいる形状であることが判明し、施工方法の検討及び追加工事が必要となり、年度内の事業完了が困難と見込まれたことから繰越明許費を設定するものです。

県立高等学校校舎整備等事業については、2点あります。

1点目は県立高等学校のトイレ洋式化改修工事について、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定の上、今年度は契約に基づく支払いの予算を確保して各学校単位で順次入札を進めているところですが、事業者に聞き取りをしたところ、工事の全体管理を行う技術者や配管工の職人の不足が判明して、年度内の事業完了が困難と見込まれたことから繰越明許費を設定するものです。

2点目は、新庄志誠館高等学校全日制校舎の電気設備工事について、特別教室へのエアコン整備に伴い、変圧器を更新する必要がありますが、令和8年4月に予定されている変圧器の規格改定の影響により、新規格よりも安価である旧規格への需要が高まっており、納期が遅れることが判明したため、年度内の事業完了が困難と見込まれたことから繰越明許費を設定するものです。

以上がこの度の補正予算、繰越明許費の設定についての概要となります。

す。御承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 10 号は原案のとおり承認いたします。

<教 育 長> 次の議第 11 号及び議第 12 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 11 号及び議第 12 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。